

## 目的税（都市計画税）の用途に関する説明書

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地  
 区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する経費に充てるため、課税するものとされています。  
 留萌市では、地方税法に基づき留萌市税条例及び留萌市都市計画税条例の規定で定められた区域内に所在  
 する土地または家屋の所有者に対して課税しています。

(歳入)

第1款 市税 第6項 都市計画税 **122,436** 千円

(歳出)

地方税法第702条第1項に規定する都市計画税を充てるべき経費 **484,088** 千円

### 【都市計画税充当事業】

(単位:千円)

区 分	経 費	財 源				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	都 市 計 画 税 充 当 分	そ の 他
都市計画事業	484,088				122,436	361,652
合 計	<b>484,088</b>				<b>122,436</b>	361,652